重要

令和８年度被害者保護増進等事業補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業の部
申請受付終了時の取扱いについて

令和8年7月31日より申請の受付を行っている令和8年度被害者保護増進等事業費補助金自動車運送事業の安全総合対策事業の部（以下、「本事業」という）は、補助金申請額が予算上限(100%)に達し次第、交付申請の受付を終了します。
終了時の取扱については、以下の通りとします。

●予算額を超過する恐れがある場合、優先採択要件を満たしている事業者の採択を優先しその他の事業者の申請を不受理（棄却）とさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、予算上限（100%）に達した場合でも申請システム上で受付を行う場合がございますが、優先採択要件を満たしている事業者の採択を優先し不受理とさせていただきます。
※優先採択希望の場合、以下必要書類の提出が必須となります。
優先採択の要件については公募要領を必ずご確認ください。

尚、各支援の補助金申請額が予算上限(100%)に達し次第、申請受付期間満了を待たずに交付申請受付を終了しますので、早めの申請をお願いします。

＜優先採択に必要な書類＞

暦年で賃上げを表明している事業者

・従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式2）
・給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（前年分）
・給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（申請年分）　※１

※１　給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（**申請年分**）は、申請時点では提出不要です。
提出時期・提出方法については、事務局より優先採択対象事業者に別途ご連絡いたします。

事業年度で賃上げを表明している事業者

・従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式2）
・法人事業概況説明書（前年度分）
・法人事業概況説明書（申請年度分）　※２

※２　法人事業概況説明書（**申請年度分**）は、申請時点では提出不要です。
提出時期・提出方法については、事務局より優先採択対象事業者に別途ご連絡いたします。

●申請システム上で受付を行ったにもかかわらず不受理となる場合、事務局よりご連絡致します。

《その他注意事項》
※ 申請期間の終了間際は、アクセスが集中し、通信が不安定になることがあります。時間に余裕を持って申請を行ってください。国およびTOPPANは、インターネット回線の切断、混雑、通信業者の業務中断等、国およびTOPPANの重過失によらない事故等による申請者および第三者の損失に一切責任を負いません。

※ 申請期間が終了したことにより生じるいかなる損失についても、国およびTOPPANは一切の責任を負いません。

※ 申請状況により、審査に通常より時間を要することがあります。

以上

（本件に関する問い合わせ先）
令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局
電話番号： 03-4446-4346
※受付時間：平日 午前9時～午後6時（※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く）